

1995年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1995年12月9日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研究発表会

自由論題

プログラム

自由論題	(10:30 ~ 11:50)	大学院南講堂
全幹事会	(11:50 ~ 13:00)	大学院第1会議室
自由論題	(13:00 ~ 15:00)	大学院南講堂
休憩	(15:00 ~ 15:15)	
特別講演	(15:15 ~ 17:15)	"
総会	(17:15 ~ 18:00)	"
懇親会	(18:00 ~ 20:00)	大学院第1会議室

寺島外交と法権回復問題 長沼秀明

四川独立前後 原朝子

—成都軍政府を中心に—

20世紀初頭ドイツの技術職員 秋山千恵

縄文時代土器製塙研究の現状と展望 高橋満

水害と地域社会の変容 山崎憲治

特別講演

ドイツ自動車産業における「リーン生産」の展開と立地変化 松橋公治

ポーランド人と日露戦争について 阪東宏

寺島外交と法権回復問題

長 沼 秀 明

(明治大学文学部助手・日本史)

本報告の目的は、わが国の条約改正史における寺島宗則外務卿時代の位置づけを再検討するための一つの観点を提示し、それにもとづく考察を深めることにある。

これまでの研究では、わが国の条約改正史における寺島宗則外務卿時代（以下、寺島時代という）は関税自主権の回復に主眼をおいて条約改正交渉をすすめた時期である（結果的には失敗におわるが）とされてきた。たしかに寺島が関税自主権の回復を主たる目的として欧米列強との条約改正交渉をすすめることを決定したこと自体は、明治8年11月10日付「寺島外務卿ヨリ三条太政大臣宛伺」（『（条約改正関係）日本外交文書』所収）にみられるように、明らかな事実である。そして、このように政府が関税自主権の回復に主眼をおいて条約改正交渉をすすめることを決定するに至った経緯および、その背景については、すでに、これまでにも、当時の財政状況および国内情勢を詳細に分析した研究がなされてきており、この点についても一般に知られているとおりである。

しかしながら、条約改正史における寺島時代についての従来の研究には、つぎのような問題点があることを指摘することができる。すなわち、まず第一に、関税自主権の欠如とならんでわが国にとって不利な条件となっていた領事裁判権の問題に関して、寺島時代については、これまでの研究では、あまり論及がなされてこなかったという点である。不平等条約の最大の問題点は、わが国に関税自主権がなかったこと、および領事裁判権（治外法権）が存在していたことの二点であった。そして、この二つの問題点を解決することが、条約改正の眼目であった。しかるに従来の研究では、〈寺島時代は関税自主権の回復を重視した時代である〉と考えるあまり、もう一つの課題であったはずの領事裁判権撤廃の問題については、必ずしも十分な考察の対象とされてこなかったのである。

第二に（これは第一の点とも密接に関連するのであるが）、これまでの研究では、わが国の条約改正史における寺島時代の位置づけが必ずしも明確になされていないという点である。明治時代をつうじての、きわめて長期間にわたる、わが国の条約改正史のなかに、関税自主権回復を重視した時代であるとされている、この寺島時代をあらためて位置づけてみると、わが条約改正史において、寺島時代は、きわめて特異な時代であるように思われる。それは、寺島

の前後の時代、さらには領事裁判権の撤廃に成功した陸奥宗光外務大臣の時代まで、そのすべての時代が、〈関税自主権の回復ではなく、むしろ領事裁判権の撤廃を条約改正交渉の主たる目的とした時期であった〉とされているのに対し、この寺島時代だけが、〈関税自主権の回復を主たる目的として条約改正交渉をすすめた時期である〉とされていることである。このように寺島時代は、まさに関税自主権の回復を条約改正交渉の主眼としたという点において特異な時代であるということができる。そして、〈領事裁判権の撤廃が関税自主権の回復に先んじて実現した〉という、わが国の条約改正史を直視するならば、〈寺島時代のみが、なぜ関税自主権の回復を主たる目的としなければならなかったのか〉、さらには、〈はたして寺島時代を関税自主権回復重視の時代とのみ位置づけてしまってよいのか〉という疑問が生じることになるであろう。しかし、これらの疑問は、これまでの研究成果のみによっては、ただちに解決されるものではない。

そして第三に（これも第一の点および第二の点と密接な関連を有することであるが）、寺島時代から、次の井上馨外務卿時代への転換、すなわち関税自主権の回復を重視する時代から領事裁判権の撤廃を重視する時代へと転換したことの意味が必ずしも明確に説明されていないという点である。これまででは、〈寺島時代後期に起こったハートリー事件などを理由として世論さらには政府の一部が領事裁判権撤廃重視論に傾き、そのなかで寺島は外務卿から文部卿に転じた〉という説明がなされてきたが、関税自主権回復重視論から領事裁判権撤廃重視論に移行する過程および、その背景についての考察は未だ不十分であると思われる。

したがって本報告においては、従来の研究によって明らかにされた点を正しく受け継ぎつつも、以上に指摘したような問題点をふまえ、これまで関税自主権回復重視の時代とのみ位置づけられた寺島時代を、条約改正の、もう一つの課題であった領事裁判権の撤廃問題（法権回復問題）という観点から、あらためて検討し直すことにより、条約改正史における寺島時代の新たなる位置づけをおこなうための第一歩としたいと考えている。

M E M O

四川独立前後—成都軍政府を中心に

原 朝 子

(明治大学大学院東洋史専修博士後期課程)

1911年、四川省で発生した保路運動は辛亥革命の導火線として評価されてきた。辛亥革命を清朝打倒に成功した輝かしい革命という評価のみではなく、民国期の軍閥時代に移行する一過程としての位置付けを試みたいと思う。保路運動についてはその経過と発生について詳細な検討を行うことは勿論必要ではあるが、ここでは辛亥革命を通じて成立した軍政府について見てみたいと思う。

四川保路運動は7月15日の成都血案を契機として急転換して、保路同志軍の蜂起を促し、清朝軍との間に戦闘を展開し、四川省内各地域での独立が達成される。その独立の形態としては、蜂起の結果として直ちに成都に四川省を代表する軍政府が成立したのではなく、規模の差こそあれ独立当初は重慶の蜀軍政府、広安県の大漢蜀北軍政府、瀘州の川南軍政府、万県の川東軍政府など「蜀辛」の記載に拠れば20以上の軍政府が乱立する状況であったという。やがて軍政府は蜀軍政府と成都の四川軍政府に合併される形で統合が進み、1912年にこの両政府が合併して中華民国蜀軍政府が誕生する。

成都でも官僚と紳士との間に四川省の独立自治を巡る協議が行われ「四川独立条約」30条が締結され、趙爾豊が諮詢局に軍事権と政治権を委譲し、諮詢局議長蒲殿俊を都督とする大漢四川軍政府が成立した。この政府は旧官僚と保路運動を推進した立憲派紳士による妥協政権であった。軍事権は、蒲殿俊が完全に掌握したのではなく、旧官僚の朱慶瀾の手中にあったし、趙爾豊がチベット経営のための辺軍として軍隊を一部掌握していたし、軍隊内部も矛盾を抱えていたままであった。また財政面においても趙爾豊がチベット経営の軍資金の負担を軍政府に約束させていた。18日に巡防隊の発砲を契機に発生した兵變は給料の未払問題に端を発したものだが、これは蒲殿俊らが軍隊を十分に整備、掌握していないかったことを示している。波多野善氏が指摘されているように四川省籍の軍人の地位向上を謀る動きや同志軍幹部による羅縕を都督にしようとする動きや趙爾豊の政権委譲に反対する巡防隊の不満などがあったとされる。兵變の結果、尹昌衡を都督とする新政府が誕生し、軍隊も一鎮から四鎮まで整備され、四川人による軍の掌握が行われた。

成都軍政府に見られたような旧官吏との妥協の侧面は他でも見られた。同盟会が掌握した重

慶の蜀軍政府においても満清官吏との衝突をさけるよう布告を出しておらず、旧勢力を徹底的に排除することはなかった。この傾向は、県の独立状況を見ても明らかで、同盟会会員や地方紳士が都督や知事などに就任しその勢力を拡大したが、旧官吏による政府の掌握も行われた。

旧官吏の問題は、清朝の原籍回避による外省人の問題でもあった。独立後も文武官吏は外省人が最も多く、6、7割を占めていた。蒲殿俊の政権下では外省人を排斥する議論も出た。政府の側では極力在職期間は留るよう要請したが、帰郷する外省人も多く、四川に駐屯していた滇軍から「成都の哥老会政府は外省人を排斥している」という批判をうけるほどであった。

財政面では、18日の兵乱により、藩庫も塩庫も略奪されて政府の資金は皆無となった。徵稅方法は従来通りの方法が図られたが、困難であった。保路運動中、董事会が糧稅や捐輸を納めない決議を行い、趙爾豊も大幅な減税を打ち出した後であったので、旧制に戻すことは難しかった。また、革命思想の不十分な伝播のため共和政体に対する誤解や紳士の動向が徵稅を困難にしていた。軍政府では、新たな方法を取り、四川銀行を設立して軍票を発行して軍政諸経費に充てた。

各地に成立した軍政府はやがて成都軍政府と蜀軍政府の二つとなり、軍事面で充実していた成都と財政面で充実していた重慶とが合併し、四川に統一した軍政府が誕生する。

辛亥革命によって、清朝政府を打倒することには成功したが、その結果誕生した軍政府も旧勢力との妥協の上に成り立った政権であったと考えられる。清末から民国にかけての紳士層の動向については今後考察を深めたいと考えている。

〔参考文献〕

- 隗瀛濤主編『四川近代史稿』(http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」
波多野善大「尹昌衡の都督就任について」(『中国近代軍閥の研究』)
周開慶『四川与辛亥革命』(http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」
" :『民国川事紀要』(http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」
『辛亥年四川保路運動史料彙編』(http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」
『四川辛亥革命史料』上・下 (http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」
『四川軍閥史料』1 (http://tinyurl.com/yd2qjw8j) 第四章第2節「外省人による蜀軍政府の誕生」

M E M O

20世紀初頭ドイツの技術職員

秋山千恵

(明治大学大学院西洋史専修博士後期課程)

ドイツは世紀転換期から高度工業化が進行する。とくに電機・化学・金属・機械製造工業の分野が大規模経営化していった。所有者資本主義から経営者資本主義への移行、技術革新された製造方法の投入によって、資本活用が変化し、生産工程の効率化が図られるようになった。そしてこの時期は、このような資本主義構造の複雑化の進展とともに、被用就業者が増大（従業人口中約7割弱）し、新しい経済変化に適合した従業員コントロール・従業員の階層化などの近代的管理形態が成立する時期でもあった。

企業内の構造変化による階層化は、1880年代からの技術教育制度の整備と相伴って、技術職員の社会的分化の傾向を生み出した。その結果技術職員・経済界・教育関係者それぞれの間の軋轢は、20世紀に入るといっそう明らかとなった。教育制度が個々の職員や職員集団の社会的・経済的上昇の期待をあまりに高めてしまったので、技術専門教育を受けた者の供給過剰による競争激化、初期工業化の時期に職員が享受していた企業内での有利な地位の低下=労働者との格差縮小、社会政策に対する不満などから期待は失望に変わり、ここから、技師や技術者の様々な抵抗態度が展開した。

本報告では、この高度工業化の時期に急速に増加してきた企業技術職員、とりわけ技術職員団体のひとつである1904年設立の技術工業職員同盟 (Bund der technisch-industriellen Beamten) の運動に注目する。技術者の団体は、19世紀すでに専門別・小規模なものが各地にあり、さらに技術者の最大の職能団体であるドイツ技師協会 (Verein Deutscher Ingenieure, 1856), ドイツ職長連盟 (Deutscher Werkmeister-Verband, 1884), ドイツ技術者連盟 (Deutscher Techniker Verband, 1884) などが成立していた。ドイツ技師協会は専門教育の助成と身分意識の育成を目標とする学術団体であり、ドイツ技術者連盟やドイツ職長連盟は、職員と雇用主との信頼関係を重視し、経営者や自営者も同等の立場で加入している社交の場あるいは、疾病金庫や死亡金庫、職場斡旋などを主目的とする相互扶助団体として機能していた。当時、技師や技術者をも含めて職員層に属する人々は、社会民主党系の団体に所属する職員は別として、労働者階級と自己とを区別し、中間層であるという意識を持っていた。ドイツ技師協会は、さらに専門職の学問的客観性・公正さなどの価値や社会・経済問題に対する中

立性を強調し、自分たちは資本と労働の間を仲介するものであり、政治的なものを超越して立っているという自己理解を示していた。しかし、20世紀になると、職業状況の悪化に対して、社会的・経済的利害を守るために二つの異なる方向が出現する。

ひとつは、大学出の国家公務員の地位を専門職のモデルとして強く志向し、大学卒の身分を連帯行動の基盤とするドイツ学士技師連盟 (Verband deutscher Diplom-Ingenieure, 1909) の運動である。この団体は、大学卒の学士技師は企業家や資本家と労働者との間に位置しており、その責務は、厳正な中立性にもとづく両者間の社会的対立の緩和という利他主義であって、自分たち学士技師は公平で客観的な技術エリートとして指導者の地位に就くべきであると考えていた。そして教育程度に見合った社会的威信と技師の身分向上をめざした。

もうひとつは、現下の状況から、被傭者であるという共通の運命を連帯行動の基盤とし、資本主義的な労使関係の対立の中では学歴の区別ではなく、企業内の自分たちの地位を労働者のそれとおなじものと認識して、あらゆる職種にわたる民間の全技術職員の労働組合をめざした運動である。この運動の担い手が技術工業職員同盟であった。同盟は、被傭者の「人格権」に依拠して、既存の諸団体と明確に自らを区別する形でその存在を現したのである。本報告の課題はこの基本姿勢に立脚した同盟の様々な社会的・経済的要求やストライキをも辞さないその行動、その結果生じた団結の自由をめぐる経営陣との紛争や他の諸団体との対立、諸政党ならびに国家との関係を、同盟の議事録や機関紙から探り、高度資本主義体制における今日的問題を提起し始めた第一次世界大戦前のドイツ社会を瞥見することにある。

M E M O

縄文時代土器製塩研究の現状と展望

高 橋 満

(明治大学大学院考古学専修博士前期課程)

土器製塩は縄文時代でもとくに時期的・地域的に限られる生産活動である。海浜部のうち資源（海水）の開発された場所（製塩遺跡）はさらに限定される。いまのところ、関東地方における土器製塩の痕跡（製塩土器の出土）は約100遺跡ほど指摘されているが、その様相は、東北地方（とくに仙台湾周辺地域）とかなり異なる。これは塩づくりという同一の生産活動が生産から消費に至るまでの過程でそれぞれの地域社会と密接に関連することを示唆している。土器製塩を後・晩期にみられる特徴的な生産活動と捉えるのみでその社会性の解明へ展望する視点がなければ、その意義を見失う恐れがある。

これまで塩の用途に関する議論が盛んであった、また土器製塩の発生を当時の生業と結び付けて説明する仮説も提示された。しかしながら、生産から消費までの「塩の一生」の復元、つまり塩の具体的な製法・工程という技術的な側面と製塩土器の分布圏の形成過程との関係についてはほとんど述べられることなく、以上の本質的な部分が検討されずに、塩の用途背景を論じるのは生産的ではない。私たちがまずなすべきことは、土器製塩の痕跡（製塩遺構・製塩土器）が認められる地域内で、各遺跡がどのように製塩活動の中で位置付けられるのか、その内容をいま得られている考古学的状況から追求することである。

関東地方では当時海であった霞ヶ浦沿岸の法堂遺跡や広畠貝塚などが製塩遺跡として知られる。ところで、製塩土器の分布圏の成り立ちは海岸部の製塩遺跡群を起点とした塩の流通圏とみなすことは可能であるが、製塩遺跡と内陸部の遺跡を生産—消費の関係と捉えるのはいさか単純である。以下、海岸部と内陸部の遺跡を製塩に関係する部分で比較してみる。両者の区別は貝塚の貝相が目安となる。

法堂遺跡は1965年に明大考古学研究室によって調査が実施され、製塩に関係する遺構と多量の製塩土器が検出された。土器は二次的加熱を受け器面が剥離したものが多く、一部の土器には灰白色の物質が付着している。また小貝塚を伴い、貝相は鹹水性である。これは広畠貝塚でも同様である。

上高津貝塚は霞ヶ浦に注ぐ桜川の右岸の台地上に立地する。桜川の河口から約5kmほどの距離にある。貝相は後期前葉には汽水化の状況を示す。これまでに数回、発掘調査が行なわれ、

製塩土器も出土している。なかでも1990～91年に行なわれた発掘調査は重要である。製塩土器はC地点とE地点から出土している。C地点では、縄文時代後期末から晩期にかけての住居あとが一軒検出され、居住の場であったと考えられる。またほぼ完形の製塩土器が4点出土している。E地点では晩期前半の大型の屋外炉が検出され、その中から製塩土器が出土している。その中には灰白色の物質が付着したものがある。完形品の出土はない。また付近にはほぼ同じ時期の、作業小屋と考えられる掘立柱建物跡が検出されている。

以上の所見から上高津貝塚において製塩活動が行なわれたことは確かで、「製塩遺跡」という言葉は法堂遺跡・上高津貝塚の両者に当てはまる。しかし、それそれで行なわれた活動内容に差があることは十分予想できる。規模からすれば台地上の遺跡は小規模な生産内容を示す。ところが、「土器製塩」という枠組みと、原料の入手および遺跡の配列を考慮すれば、小規模あるいは簡略した活動を想定するよりも、遺跡間における工程差が導きだされるのではないか。土器製塩の工程として採鹹—煎熬—焼き塩と進むとされる。この図式は主に古代の製塩で想定されるもので、縄文時代においてはあまり明確にされなかった。上高津貝塚における工程は「焼き塩」と関係する可能性もあるが、煎熬から焼き塩の工程も言葉ほど単純ではないだろう。加えて、遺跡における製塩活動の内容もその工程と单一の対応関係にあるのではなく、その実際はかなり複雑であると思われる。

重要なのは、関東地方の製塩活動がひとつの遺跡において完結するのではなく、複数の遺跡間で成り立つことである。さらに発展させれば、土器製塩の地域性・時代性は製塩の技術とともに、遺跡の在り方も深く関わってくるのであろう。以上のように展望するとき、「製塩遺跡」「製塩遺構」「製塩土器」等の術語は、土器製塩の考古学的状況を説明するのに雄弁ではない。

M E M O

水害と地域社会の変容

山崎憲治

(東京都立大学附属高校教諭)

1. 水害研究の課題

日本においては、水害は他の自然災害と異なり、発生頻度が高く毎年多くの犠牲者が生まれている。水害の克服は国民的課題である。

水害は、時代が抱えていた矛盾、あるいは社会・地域的課題を顕在化させるため、被害の社会構造の解明が求められる。人為的環境が作られれば作られるほど、水害は多様化し深刻な被害を生み出す。被害は社会的弱者に集中し、被災地域が変容していく。

本発表は水害統計を用い、第二次大戦後の水害動向を探るとともに、水害の発生から復興という全過程で地域社会が変容する要素を探ろうとするものである。

2. 第二次世界大戦以降の日本の水害

日本における水害被害金額の推移を追い、被害金額のピークごとの水害特性・社会背景を示す。被害金額（1985年を基準にデフレートした値）の移動平均を見れば、第二次世界大戦後では、四つのピークが見られる。

第1のピーク（1947～1954年）では、大河川の破堤による水害が多く発生し、農村部を襲った。農業生産の停滞は、折りからの食糧危機を増長するとともに、戦争による国土の疲弊を深刻化させた。また、台風の進路予想・警報の伝達手段が整わず、痛ましい犠牲が多発している。1947年カサリン台風、1953年台風13号、1954年洞爺丸台風があげられる。多目的ダムが洪水調整策として建設されたが、実際には電源開発の役割を担っていく。

次のピーク（1959年を軸とする）は都市型水害を特徴とするが、この時期は高度経済成長の始まりに当たる。1957年諫早水害、1958年狩野川水害、さらに1959年には、名古屋の低地を高潮と流水が襲い、5,000人を超える死者・行方不明者を出す伊勢湾台風が来襲している。都市に物・金・人が急速に集中する一方、防災対策が後回しになる中で発生した水害であった。

第三のピーク（1972～1976年）は高度成長期の国土政策の矛盾を露呈する水害である。農山村では、若い労働力が極端に減少し、共同作業の慣習が弛緩したため、山林の管理が困難に陥り、個人所有の耕地すら耕作放棄が続いた。土石流による水害が多発している。一方、都市及びその近郊の中小河川では、内水水害が頻発するようになる。土地利用の変化（保水、遊水機

能を持つ水田・畠地・林地の潰廃）、あるいは下水道の普及とともに、雨水の流出率が増加した。出水量の増大、出水時間の短縮・洪水波形の先鋭化という変化が生まれ、洪水の負担が狭い河道に集中した。しかし、その変化に見合った治水対策は、欠けているあるいは遅れていた。

1976年に発生した長良川水害は、1級河川の破堤であり、輪中堤を撤去した地区が被災した。河川という「線」で水害を防止する対策から、流域を対策にした総合治水策への転換の直接の契機となる水害であった。

戦後水害の第四のピーク（1982年前後）は、1982年の長崎水害を典型とする都市水害である。1980年代後半にかけて、都市・インナーシティでの水害が多発する。長崎水害では、住宅地を背景から崖崩れや土石流が襲った。また、車社会を反映する水害でもあった。ライフラインの切断は、復旧に長い時間がかかるという都市水害のもつ課題をはっきり示した。この水害はいわゆるインナーシティ問題の一部を形成している。都市水害によって突然に水害常習地に転ずる地域は、密集した住宅や商業地域あるいは中小企業が集中する工業地区が多く、高級な住宅地が水害常習地に転じることはまずない。

3. 地域社会の喪失と復興

水害は地域社会に対し、外部からマイナスの圧力がかかることがある。この圧力に対し、地域社会のもつ内発的な駆動力が發揮されたり、地域社会外部からの多様な対処がなされるなかで、水害への対応はつくられる。その結果、地域社会は変容を遂げていく。その変容の類型を見るために、縦軸にそれぞれの地域社会が水害の諸側面でどう対応するかを、横軸に外部から地域社会への支援・援助を示してみると、四つのケースが考えられる。第1象現は、地域社会と外部と共に水害に対してプラスの行動を取った場合であり、被害が最小に抑えられる。あるいは災害後、地域社会が災害を契機に新しい地域社会が生まれるケースを示している。第3象現は、被害が最もひどく現れ、復旧は困難となり、地域社会が衰退する場合を示している。第4象現では、地域社会が外部の援助によって延命する場合を、第2象現は地域社会の原状への復旧にとどまるケースを示している。この図式は、水害の発生から回復まで、それぞれの対応策が地域社会の変容にどのように関わっているかをはかるうえで有効である。

M E M O

ドイツ自動車産業における「リーン生産」の展開と立地変化

松 橋 公 治

(明治大学文学部教授・地理学)

I はじめに

「リーン生産方式」とは、Womack, J. P. et al (1990) で初めて使用された用語である。リーン(lean)とは「贅肉をそり落とした、やせた」の意味である。80年代以降の激化する世界自動車市場の競争は、新たな生産方式をめぐる競争として展開された。日本型生産システムをモデルとする「リーン生産方式」の導入は、まさにその旋回軸であった。

すでに、米英の自動車産業における立地を含むところのドラスティックな変化が明らかにされてきている。しかし、EU内の大陸諸国に関する研究は、合わせて年間約1千万台を生産する地域であるにも関わらず、必ずしも十分にカバーされてこなかった。そこで、報告では、その約半分を生産し、「三極構造」の一端を担うドイツに着目し、「リーン生産方式」への対応とその導入がどのように進んでいるのか、さらにそれに伴ってどのような立地変化が生じているのかを明らかにする。

II 80年代における競争激化とドイツ自動車産業の対応

80年代における世界自動車市場をめぐる競争の激化は、すでに同一の競争場裡に置かれた日米欧の自動車メーカーを巻き込んで、リーンかつフレキシブルな生産方式をめぐる競争として展開された。ドイツ自動車産業の場合には、その上で、国際競争力の弱体化への対策の遅れと、それを阻んでいる、容易には変え難い社会的諸条件の問題への対応でもあった。

その対応は、各企業レベルでの「リーン生産方式」の積極的な導入を中心に、1) 市場・立地戦略を含む国際化、2) 生産・労働組織の再編、3) 部品メーカーとの関係の再編、4) 戦略的アライアンス、の4点である。ほとんどの欧米諸国と変わることろはないが、しいて違いを挙げれば、日本と同様に国際化の側面が強く出ていることであろう。もっともその理由は、海外での保護主義への対応という面が強い日本とは異なり、むしろ容易に変わらない国内の社会的諸条件に対する一つの対応としての面が強い点であろう。

III 「リーン生産方式」への対応

ドイツ自動車産業による「リーン生産方式」への対応、その導入は70年代後半に始まるとき

れる。なかでもBMWの新工場建設に伴う工場間結合の再編と部品メーカーとの関係の再編がその嚆矢と見られている。ドイツでは、「リーン生産方式」を、製品開発から生産を経て販売に至る付加価値連鎖における各構成要素の合理化と、全体のロジスティックの最適化の問題と受けとめている(VDA, Hrsg., 1993)。言い換えれば、開発から販売までの各部門の管理と全体的な管理の合理化ということになり、ある意味では技術的問題と割り切っている、と見れなくもない。各企業レベルにおける各部門の管理の侧面に踏み込むと、日本型の生産・労働組織をいかに導入するかが問題となるが、既存の労働慣行上の問題に抵触する部分の再編・合理化は、徐々に進みつつあるとは言え、米英に比較すれば、依然わずかである。むしろ、全体的なロジスティックの管理の侧面と、部品メーカーとのロジスティック連鎖の合理化の側面とが、「リーン生産方式」への対応の軸になっていると見て間違いない。「リーン生産方式」の核心である生産・労働組織の再編が十分に進まないのは、従来の労働・社会慣行の再編が容易でないことによっている。ドイツの場合、「リーン生産方式」への一つの対応として生産の国際化、立地展開が出てくるのも、この点に関わっている。また、他面では、ロジスティックの最適化の余地が未だに大きく、それによる効果が決して少なくないこともよっている。

IV 立地変化

全体としてみると、「リーン生産方式」への対応に伴う立地変化は、米英ほどにはドラスティックに展開していない。とは言え、80年代の後半以降、今後の動向を左右するとみられる変化の兆しがいくつか見られるようになってきている。

一つは、国際的な立地展開である。低賃金国での展開が主体で、国内で採算がとれなくなつた低価格車や旧型車を生産している。第二に、旧東ドイツでの自動車メーカーの立地と、そこでの「リーン生産方式」の実践である。この二つの対応、立地展開は、市場戦略的な意味もあるものの、むしろ国内ないしは既存工場の立地地域での諸条件が「硬直的」であり、変更が容易でないため、それを回避して、新たな立地地域あるいは国で「リーン生産方式」を展開させようとする点にこそ、戦略的な意図がある。

第三に、部品メーカーとの間のロジスティック関係の見直し、とくにJIT納入に対応するかたちで、完成車組立工場の周辺地域に部品メーカーの分工場の新規立地が進んでいる。こうしたJITに対応するための工場の立地は、部品メーカー内部での生産、ロジスティックの再編を前提としており、さらには輸送業者の役割を再編する例も多く含まれている。

ポーランド人と日露戦争について

阪 東 宏

(明治大学文学部教授・西洋史)

この主題はいくつかの主体的諸要因とそれらの関係史を含む複合問題であるが、この報告ではそのうち日本の参謀本部とポーランド社会党幹部との協力関係に限ってその要点を述べることにする。

1. 協力関係の発端——どちらのイニシアティヴか——

- 1) 参謀本部側：(イ) 井口省吾総務部長がまとめた参謀本部中堅層の「意見」によると「露はニコラス時代以来、国内社会主義者多く、殊に明治33年以降社会革命党跳梁し就中ブンドと称する遊墮民多く此間に開戦するときは挙国一致と言うを得ず」（1903年6月）
(ロ) 児玉参謀次長から小村外相へ、在外公館による間諜雇入れ指示の通信依頼（1904年1月25日～）
(ハ) 参謀本部から在ペテルブルク明石元二郎大佐への指令（04年2月5日）明石の所感の漢詩 城中夜半聽鶴鳴 翠枕窓前對月明 想得鴨江營裡景 只看一劍斬長鯨（『明石復命書』から推測すると、ロシアの軍事情報収集と反対派・革命派への支援・謀略工作）
明石は04年2月23日、ストックホルムでフィンランド立憲派のコンニ・ツィリアクス、ヨーナス・カストレーンと会い、ロシアの「不平党」との連絡をとり始める。ポーランド人と最初の接触は2月下旬クラクフでローマン・ドモフスキと会い、その訪日（5～7月）を参謀本部に依頼した件。
2) ポーランド社会党側：(イ) 90年代以来社会党によるロシア觀と非ロシア民族との協力方針 (ロ) 党幹部、ピウスツキ、ヨットコ、イエンジェヨフスキの会談（ルヴァフ、04年1月末）で日露開戦の場合、在ヴィーン日本公使（牧野伸顕）に、日本軍のもとにポ部隊を編成し、戦場に派遣する申入れをすることを決める。ピウスツキの党内通信、西部のロシア軍部隊の一部がシベリヤへ移動中との報道（2月1日）、戦争開始に伴い社会党として「非常手段」をとる必要（2月末）。
(ハ) ヨットコから牧野への申入れ（04年2月8日、2月21日）牧野は無視する（『回顧録』上、「社会党の申し出には勿論取り合いもしなかった」）。
(ニ) ストウドニツキ兄弟による在パリ日本公使・（本野一郎）への働きかけ。兄の「覚書」

（合衆国在住ポ人200万人から1万人の部隊を編成する案）、兄と明石の会見（パリ、？）弟と本野公使との接触（パリ、2月23日）、弟からヨットコへの手紙（2月27日）いずれもロシア軍の後方攬乱工作の件。ヨットコはパリを経てロンドンへ、林董公使と会談し、提案4項目（3月15日、ポ部隊編成、在満ロシア軍に革命文献配布、兵士に脱走・投降を勧告、シベリヤ鉄道破壊工作）

- 3) 合意の始まり：(イ) 林公使から小村外相への報告（3月16日、1項は問題外、他は有効、「敵を困厄せしめること頗る大なるものあるべし」 小村から林へ。（3月20日）OK、林から小村へ（3月21日、社会党幹部との「内密の関係」を続ける、この件は公文書録を残さないことにする）
(ロ) ヨットコ・林第2回会談（3月20日、社会党による活動報告）
(ハ) 林から在ロンドン社会党幹部へ（3月28日、小村のOKを伝達）
(ニ) ヨットコから林への手紙（3月27日、在満ポ兵士への呼びかけ案文：「日本人は勇武の民であり、イギリス、合衆国と同盟している……彼等に合流しロシア軍から脱走しよう。日本人のなかにはポの眞の兄弟がいる。彼等はポ語を理解し、ポ人の心を持っている……日本軍が勝利を收めれば、わがポーランドの地でより良い生活が始まるだろう」）
(ホ) フィリポーヴィチ・宇都宮会談（ロンドン、4月26日、5月6日、参謀本部の社会党代表2名招待の件）
(ヘ) 宇都宮・ピウスツキ会談（ヴィーン、5月21～22日、訪日の件）

2. 協力関係の成立

- 1) ピウスツキ、フィリポーヴィチの訪日（04年7月）とその提案内容
2) 提案は合意されたのか？

3. 協力関係の具体化

- 1) インタナショナル・アムステルダム大会（04年8月） 2) パリ連合集会（04年9月末～10月5、9日） 3) ジュネーヴ連合集会（05年4月2～9日）と明石工作の頂点

4. 評価 参謀本部によるロシア不平党操縦説

「明石大佐は……大々的宣伝計画を立て、露国内部の崩壊に努力した。其結果37年末より露国内部における盧無党及び無政府主義者並に労働者等蜂起し、之が為露国は戦争遂行上多大の不利を蒙ったが帝国の利する所は甚大であった。」（谷寿夫『機密 日露戦史』110ページ）